

彩の国さいたま芸術劇場 自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）では、彩の国さいたま芸術劇場に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と自動販売機設置契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

1 目的

施設利用者の利便性向上を図るとともに、設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」または「令和7・8年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が登載されていること。

3 募集事項等

（1）設置場所及び面積（設置台数）

物件番号	施設名称	設置場所	設置面積	台数
1	彩の国さいたま芸術劇場	2階共通ロビー	1 m ²	1 台
		小ホール楽屋通路	1 m ²	1 台
2	彩の国さいたま芸術劇場	ガレリア（奥）	1 m ²	1 台
		大ホール楽屋通路	1 m ²	1 台
3	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（奥）	1 m ²	1 台
		ガレリア（手前）	1 m ²	1 台
4	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（手前）	1 m ²	1 台
		地下2階ラウンジ	1 m ²	1 台

※設置面積には、放熱余地部分を含むが、回収ボックス設置部分は含まない。

（2）設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

本公募要項において設置が決定し、契約した事業者は、財団と協議の上、原則として令和7年4月1日（火）から令和7年4月4日（金）までの間に自動販売機を設置する。

(3) 設置条件等

別添仕様書による。

(4) 事業者の選定

募集する事業者は、(1)の物件番号(設置箇所)ごとに選定する。

(5) 注意事項

① 参考データ

自動販売機の設置済み場所の年間売上本数

〔令和6年実績〕(令和6年4月～令和6年12月)

設置場所	年間売上本数	備 考
ギャラリー	7,782本	設置2台の合計本数
地下2階ラウンジ	1,513本	設置2台の合計本数
情報プラザ	13,779本	設置2台の合計本数
大ホール楽屋通路	2,913本	
小ホール楽屋通路	809本	

② 彩の国さいたま芸術劇場内の自動販売機設置場所について(カの場所は新設)

ア ギャラリー…総合インフォメーションに近く、主として稽古場・練習室及び音楽ホール利用者が利用。

イ 地下2階ラウンジ…主として練習室利用者が利用。(令和7年度から設置台数を2台から1台に削減。)

ウ 情報プラザ…主として大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール来場者が利用。

エ 大ホール楽屋…大ホール出演者及び関係スタッフが利用。

オ 小ホール楽屋…小ホール出演者及び関係スタッフが利用。

カ 2F共通ロビー…新たに設置する場所で、2F共通ロビーは、大ホール・小ホール・音楽ホールの入口があり、その各ホールの入場者の利用が見込める。今までは1Fの光の庭(旧情報プラザ)やギャラリーにて購入していた。

4 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(ウに掲げる書類)を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

令和7年2月21日(金)から2月27日(木)までの日の午前9時から午後5時までの間(ただし、2月25日の休館日を除く)。

イ 提出場所

彩の国さいたま芸術劇場 劇場部利用調整課
埼玉県さいたま市中央区上峰３－１５－１
電話：０４８－８５８－５５０１

ウ 提出書類（提出部数は各１部。ただし、複数物件を申し込む場合は、下記注２参照）

	提出書類
①	参加申込書（様式第１号）
②	販売手数料提案書（様式第２号）
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第３号）
④	設置する自動販売機のカatalog
⑤	自動販売機設置事業者登録書（写）

注１ 複数物件を申し込む場合、②③及び④については、物件番号ごとに１部、他の書類は１部を提出のこと。

注２ 販売手数料提案書（様式第２号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注３ 設置する自動販売機が特定できるようカatalogに明記しておくこと。

（２）提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。ただし、直接持参ができない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所あてに提出期間内に必着するよう送付すること。

（３）販売手数料提案書（様式第２号）の記載内容

記載する内容は、総売り上げに対する割合（％）とする。

５ 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

６ 設置予定事業者の決定方法等

（１）設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 販売手数料提案書（様式第２号）に記載された割合が、３０％以上であるこ

と。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

具体的選定方法

応募者は、3（1）の「物件番号」ごとに応募することができる。設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とする。ただし、物件番号2と3、3と4は、それぞれ異なる設置予定事業者となるよう選定する。

ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない物件については、この選定方法を採用しないものとする。

（2）総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び評価点

評価項目		評価の視点	配点
内容点	1	設置施設対応 など	10点
	2	自動販売機機能 環境配慮・リサイクル啓発の提案、 リサイクル率を高めるための提案 など 電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの追加機能	15点
	3	商品内容 県産品の取扱い、環境配慮を考慮した商品構成提案（リサイクル100%ペットボトル、ペットボトル飲料の構成比率など）	15点
	内容点計		40点
価格点	提案価格	提案手数料に基づき算定	60点
総得点			100点

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、当財団が公正かつ厳正に抽選を行い、設置予定事業者を決定する。

(3) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(4) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和7年3月上旬に行う予定である。

(5) 選定結果の通知

令和7年3月7日（金）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(6) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 販売手数料提案書の手数料率、氏名が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 販売手数料提案書の手数料率を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、財団から補正を求められた場合は、この限りではない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

8 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は令和7年3月26日（水）までに、財団と自動販売機設置契約を締結する。

9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 上記8の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定事業者として相応しくないと財団が判断したとき

(2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。

10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問の方法

質問は、令和7年2月12日(水)から令和7年2月14日(金)午後5時までに、質問書(様式第4号)の様式を使用し、電子メールにより、下記12に示すメールアドレスあてに提出する。

(注意) 質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

なお、質問書を提出する際には、必ず電話で提出した旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

質問事項への回答は令和7年2月19日(水)までに、彩の国さいたま芸術劇場のホームページに掲載する。

11 その他

(1) 本書に定めがない事項は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団財務規程の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、取引停止措置を行うことがある。

12 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1

彩の国さいたま芸術劇場 劇場部利用調整課

TEL : 048-858-5501

E-mail : riyousha@saf.or.jp